

令和5年4月

## 検体検査実施料に係るお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび令和5年3月31日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0331第1号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）が改正され、令和5年4月1日より適用されることとなりました。

取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

（記）

### ■ 新規収載項目

点数区分	検査項目名	実施料	判断料	備考
D012 感染症免疫学的検査				
38	糞便中カンピロバクター抗原(定性)	184	免疫 144	※

※ 糞便中カンピロバクター抗原(定性)は、カンピロバクター感染を疑う患者に対しイムノクロマト法により行った場合に本区分「38」肺炎球菌細胞壁抗原定性を準用して算定できる。

以上

No. 23-08